

■ 定額貯金等共通規定

1 規定の適用範囲

この規定は、定額貯金及び定期貯金（以下「この貯金」といいます。）に共通して適用する事項を規定します。この規定が適用となる貯金は、当該各規定にその旨の表記をします。

2 預入することができる証券等

(1) この貯金は、現金のほか、当行所定の小切手、為替証書、振替貯金の払出証書及び配当金領収証その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又は当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（第7条第2項及び第8条第1項において「本支店等」といいます。）においてその表示する金額による払渡しを受けることができる当行所定の証券又は証書（第3項において「証券等」といいます。）について、当行所定の方法によりその表示する金額で預入できます。

(2) 小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券等のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

3 届出事項の変更等

(1) 貯金証書、保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。次項、次条及び第7条第2項①において同じとします。）若しくは印章を失ったとき又は印章、氏名、住所その他の届出事項（法令に定める取引時確認の際に届け出た事項を含みます。）に変更があったときは、当行所定の方法により、直ちに書面によって届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（次条において「当行等」といいます。）は責任を負いません。

(2) 貯金証書若しくは保管証を失ったとき、これらが汚染若しくはき損されたとき又は印章を失ったときのこの貯金及び利子の払渡し又は貯金証書若しくは保管証の再交付は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

4 印鑑照合

貯金証書、保管証、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）又は貯金証書若しくは保管証の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行

等は責任を負いません。ただし、貯金証書又は保管証の盗難により他人に当該貯金証書又は保管証を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限ります。）は、当該不正な払戻しに相当する金額について、各貯金に適用される規定により補てんを請求することができます。

5 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引に係る一切の権利及び貯金証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

6 通知等

当行は、届出のあった氏名及び住所にあてて通知し又は送付書類を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この貯金は、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものと相殺することができます。なお、この貯金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、若しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序及び方法を指定のうえ、貯金証書又は保管証は適宜の場所に届出印を押印して直ちに本支店等に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② ①による指定がない場合には、当行の指定する順序及び方法により充当します。
 - ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は、遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序及び方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利子等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利子の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は、当行の計算実行時の通常貯金利率を適用します。
 - ② 中間利子が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利子の合計額）と利子の差額を精算するものとします。
 - ③ 借入金等の債務の利子、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相

殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は、当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等は支払を要しないものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8 規定の改定

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。